緊急連絡先届出書（島根県）

　住宅宿泊事業法第13条により、住宅宿泊事業者は、届出住宅ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

　標識の様式は住宅宿泊事業法施行規則（以下、「規則」）で定められていますが、届出を受理した際、本県において標識を作成し交付いたしますので、届出者が下記のＡ～Ｃのいずれかに該当する場合は、標識に記載する緊急連絡先（電話番号）をご記入ください。

　なお、緊急連絡先を含め、標識に掲載されている事項は、本県ホームページ上で公表いたしますので、あらかじめご了承ください。

Ａ　規則第11条第２号に該当する場合

　次の①・②いずれにも該当するときに、届出住宅の管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者である場合を除く）

　　①　住宅宿泊事業者の居宅と届出住宅が、同一の建築物内若しくは敷地内にあるとき又は隣接しているとき。

　　②　届出住宅の居室であって、その管理業務を住宅宿泊事業者が自ら行うものの数の合計が５以下であるとき。

　　住宅宿泊事業者の緊急連絡先

Ｂ　規則第11条第３号に該当する場合

　届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅の管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者である場合に限る）

　　住宅宿泊管理業者の緊急連絡先

Ｃ　規則第11条第４号に該当する場合

　届出住宅に係る管理業務を住宅宿泊管理業者へ委託する者

　　住宅宿泊管理業者の緊急連絡先

* 規則第11条第１号に該当する者（届出住宅の管理業務を自ら行う者で、同第２号及び第３号に該当しない者）は、この届出書の提出は不要です。